

西宮市老人専用集会室補助要綱

(趣旨)

第1条 老人の心身の健康と地域交流の機会の場をつくり、老人福祉の向上に資するため、補助金を交付することについて必要なことを定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は次のものとする。

老人の憩の場として、別表老人専用集会室補助基準を満たすもの。

(補助金の交付および額)

第3条 市は、予算の範囲内において、事業に要する経費にあてるため、その一部を補助するものとし、補助額は1施設年間68,400円以内とする。

2 前条により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、別に定める補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出のあったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その旨申請者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第4条 市長は、申請者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部もしくは一部を取消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段による補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(報告または調査)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、または担当職員に実地調査を行わせることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

別 表

老人専用集会室補助基準

一般基準

次の1つに該当すること

1. 半径 300mの範囲内に、いこいの家などの老人利用施設がないこと。
2. 施設規模に比し利用者が多いこと。
3. 老人人口等から将来の利用者が、施設に比し多くなる見込であること。
4. 道路、交通事情等地域の状況から施設が必要であること。

設備基準

次の要件を満たすこと

1. 室の広さが10畳以上であること。
2. 不特定の人が自由に出入りできること。
3. 交通の安全性が確保されること。
4. 一定の遊具があること。（例 テレビ・碁盤等）

運営基準

次の要件を満たすこと

1. 週4日以上（曜日指定）開放すること。
2. 一定時間（一日4時間以上）の開放をすること。
3. 使用料は徴収しないこと。
4. 管理および世話については、地域で自主運営を行うこと。